

宮崎県障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：おもいやり駐車場制度）
実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宮崎県（以下「県」という。）が県内に共通する障がい者等用駐車場利用証（愛称：おもいやり駐車場利用証）（以下「利用証」という。）を交付し、車いす優先駐車場及び車いす優先駐車場以外の対象駐車場（以下「おもいやり駐車場」という。）を利用できる者を明確にすることにより、利用対象外駐車を防止し、おもいやり駐車場の適正利用を図るため、宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、おもいやり駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公共的施設 条例第2条に規定する公共的施設
- （2）施設管理者 公共的施設を管理する者
- （3）車いす優先駐車場 公共的施設にある車いす使用者用駐車場のうち、施設管理者が第4条により県に登録した駐車場であって車いす利用者が優先して駐車できる駐車場（概ね3.5 m幅）
- （4）車いす優先駐車場以外の対象駐車場 公共的施設にある駐車場のうち、施設管理者が第4条により県に登録した駐車場であって前号の駐車場以外の駐車場（概ね2.5 m幅）
- （5）関係自治体 県と「身体障害者用駐車場利用証相互利用に関する協定」（以下「相互利用協定」という。）を締結した自治体

（県及び施設管理者並びに利用者の役割）

第3条 県は、おもいやり駐車場を利用できる者に対し、利用証を交付するものとし、施設管理者はおもいやり駐車場の適正管理に努めるものとする。

また、利用者はおもいやり駐車場の適正利用に努めるとともに、人にやさしい福祉のまちづくりの推進のために行政が行う広報・調査・啓発協力に努めるものとする。

(駐車場の登録)

第4条 施設管理者は、その管理する駐車場について、本制度に協力しようとするときは、おもいやり駐車場制度協力施設登録申出書（様式1号）を知事に提出するものとする。

(施設管理者の協力)

第5条 施設管理者は、その管理するおもいやり駐車場に、県が配付する対象施設であることを示す案内標示（様式2号）を掲示するものとする。

2 施設管理者は、おもいやり駐車場に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

(利用証を交付する者の範囲)

第6条 利用証の交付を受けられる者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者及び難病患者のうち歩行困難と認められる者
- (2) 妊産婦、けが人及び病人等であって一時的に歩行困難と認められる者

(利用証交付の申請)

第7条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

(利用証の交付)

第8条 知事は、おもいやり駐車場の利用が適当と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、利用証（様式第4号）を交付するものとする。

2 利用者は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。

3 利用証の有効期間は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条第1号に掲げる者 有効期間なし
- (2) 第6条第2号に掲げる者 1年未満で必要な期間

(利用証の再交付)

第9条 利用者は、利用証の紛失、破損、汚損等により再交付を受けようとする

るときは、利用証再交付申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（利用証の返却）

第10条 知事は、次の各号に該当する場合には、利用証の返却を求めるものとする。

- （1）利用者が第6条に該当しなくなったとき
- （2）利用者がその権利を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させたとき
- （3）その他おもいやり駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

（関係自治体の相互利用）

第11条 利用者は関係自治体との相互利用協定に規定する協力施設を利用できるものとする。

2 施設管理者は、関係自治体が交付した利用証について、第6条に定める利用証と同様に扱うものとする。

（周知）

第12条 知事は、おもいやり駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。ただし、第4条の規定は平成23年11月11日から、第7条、第8条第1項、第9条の規定は、平成23年12月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係・交付基準）

○身体障がい者（児童を含む）

身体障害者手帳の障害等級が下表の「対象等級」に該当する者

障害区分		対象等級
視覚障害		4級以上
平衡機能障害		5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	4級以上
	体幹	3級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害	心臓機能障害	4級以上
	じん臓機能障害	
	呼吸器機能障害	
	膀胱または直腸の機能障害	
	小腸機能障害	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
	肝臓機能障害	

○知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」である者

○精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級が「1級」である者

○高齢者

介護保険の要介護状態区分が「要介護2」以上である者

○難病患者（児童を含む）

特定医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者（児童の場合は小児慢性特定疾病医療受給者）である者

○妊産婦

産前4か月～産後3か月である者

○けが人等

けが、病気により車いす、杖を使用する者等